

# 仙台市西部地区観光地域おこし協力隊実施要領

令和4年3月28日文化観光局長決裁

## 1 目的

「仙台市西部地区観光地域おこし協力隊設置要綱（平成31年2月18日制定）」（以下、「要綱」という。）に基づき、仙台市西部地区における観光資源の発掘・創出や観光地域づくりを実施することを通じて、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図るため、西部地区観光地域おこし協力隊による地域おこし事業を実施する。

## 2 隊員の条件

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等（総務省「特別交付税措置に係る地域要件確認表」で定める過疎地域等の条件不利地域以外）に住民票を有し、決定後には、仙台市西部地区内に住民票及び生活拠点を移すことができる者（特別交付税措置に係る地域要件を満たす者）
- (2) 要綱の趣旨を尊重し、以下の活動をする意欲のある者
  - ①西部地区の観光資源の発掘・創出に係る活動
  - ②観光地域づくり及び情報発信に係る活動
  - ③その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動
- (3) 普通自動車運転免許を持っている者
- (4) ワード、エクセル等の基礎的なパソコン操作ができる者
- (5) SNS等による情報発信のできる者

## 3 人員

「仙台市西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務」の受託者（以下、「活動支援事業者」という。）1者につき8名までとする。

## 4 活動の内容

- (1) 具体的な活動内容は、要綱及び本要領を基に活動支援事業者と市担当者が協議して決定するものとする。ただし、活動支援事業者は、協議に先立ち、地域おこし協力隊制度の趣旨を踏まえ、雇用関係にある隊員の意向を十分尊重して活動内容を提案するものとする。
- (2) 本事業は、次のような日常的な活動についても活動内容に含めるものとする。
  - ①西部地区の町内会活動や役員活動への協力及び地域活動への参加
  - ②西部地区への定住等に向けた準備
  - ③経験やスキル、ネットワークを活かし、西部地区を元気にするための活動
  - ④活動状況や暮らしの様子を公開し、市内外に西部地区の魅力を発信する活動

## 5 身分、活動の形態

- (1) 隊員は要綱に基づき市長が委嘱するが、市との雇用関係は無く、活動支援事業者との雇用契約に基づき活動を行う。
- (2) 報償費は月額233,333円（所得税等を含む）とする。
- (3) 活動支援事業者は1週間単位を目処に隊員の活動予定を市担当者に連絡し確認を受けるものとする。
- (4) 活動支援事業者は各月の隊員の活動実施状況を当該月の翌月5日までに、活動報告書（押印不要）により市担当者に報告し確認を受ける必要がある。ただし、3月においては当該月の31日付けで提出するものとする。
- (5) 活動は、活動支援事業者が定める場所を拠点として、主に西部地区内で行うこととするが、必要と認められる場合は、情報発信や研修等のため地区外での活動も行うものとする。
- (6) 活動支援事業者は、隊員が要綱第2条に定める活動以外の活動に従事し、それによる収入を得ることを認めることができるものとする。但し、隊員としての活動と予定を優先して考える必要があることから、活動支援事業者は事前に市と協議することとする。

## 6 処遇、貸与、資金等

- (1) 住居は、活動支援事業者が指定する。
- (2) 隊員の活動資金は予算の範囲内で、市が負担する。  
この資金の主な充当先は以下を想定している。
  - ① 住居の家賃
  - ② 活動に使用する車両の使用料、任意保険の保険料
  - ③ 活動に対する必要な保険（傷害保険等）の保険料
  - ④ 活動に必要な装備品・被服・消耗品等の購入費（1点につき2万円を上限とする）
  - ⑤ 市が認める出張交通費及び宿泊費
  - ⑥ 活動を発信するために必要な機器のリース料及び通信料
  - ⑦ 必要な技術を学ぶための研修や資格取得に必要な費用
- (3) 活動を行う際に必要となる上記以外の項目については、市との協議の上、決定するものとする。

## 7 隊員の選定方法

活動支援事業者が、隊員の募集方法、選定方法、採用にあたって求める人物像を含めて提案することとする。本市では当該業務の審査を行い、活動支援事業者を決定する。活動支援事業者の決定後、活動支援事業者は当該方法により、隊員の募集、選定、採用を行い、その後市が委嘱を行うものとする。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。